



介護保険で福祉用具を購入、レンタル 体の運動機能を補って自宅で安全に暮らす

高齢の方が自宅で長く暮らすことができるように、介護保険は福祉用具の購入、レンタルにも活用することができます。自宅でできるだけ快適に暮らせるよう、介護保険を活用して福祉用具を利用し、体の運動機能を補いながら暮らしに活用しましょう。

介護保険では、福祉用具の種類によつて購入できるもの、レンタルできるものが異なります。

保険を利用するには、まず介護保険の認定を受ける必要があります。認定を受けるには、まず地域包括支援センターにご相談ください。健康状態に合った福祉用具を購入、またはレンタルできるようお話を伺っていきます。すでに介護保険を受けていて選任ケアマネジャーがいる方は相談しましょう。

地域包括支援センターでは介護予防の出張講話も併せて承っています。お問い合わせは☎役場（内線508、509）です。

用具を購入するには？

Q・介護保険で購入できる用具はどのようなもの？

A・「腰掛便座」「移動用リフトの

つり具」「入浴補助用具」「簡易浴槽」「自動排泄処理装置の交換可能部品」があります。

Q・購入する時、保険給付はいくらまで？

A・保険給付は、購入費10万円を限度額として、実際の購入費用の9割まで保険給付を受けることができます。

〔例〕5万円の

ポータブルトイレ（腰掛便座）を買った場合、申請で4万5千円の補助を受けることができます。購入時に5万円を支払い、

後日申請をすると自己負担は5千円になります。購入

時に全額負担することが難しい方は、購入時に金額の1割だけ支払う制度もあります。

Q・福祉用具はどこから購入してもよいですか？

A・「特定福祉用具販売」指定を受けた販売業者から購入する必要があります。

指定業者以外から購入すると保険給付を受けられません。地域包括支援センターにご相談ください。

（介護保険を受けており選任のケアマネジャーがいる方は、ケアマネジャーにご相談ください。）



用具をレンタルするには？

Q・介護保険で借りられる福祉用具は？

A・対象品目は次のとおりです。

▼介護認定「要介護2」以上でレンタルできる用具

「車椅子」「車椅子付属品（電動補助装置など）」「特殊寝台」「特殊寝台付属品（サイドレールなど）」「床ずれ防止用具」「体位変換器」

「認知症徘徊（はいかい）感知器」「移動用リフト（つり具を除く）」

▼「要介護4」「要介護5」の人が対象

「自動排せつ処理装置」

▼その他

「手すり（工事を伴わないもの）」「スロープ（工事を伴わないもの）」「歩行器」「歩行補助杖」

Q・レンタル料金に対してどの程度まで保険を受けられますか？

A・レンタル料金に対して9割までです。

〔例〕月額3千円の歩行器を借りた場合、要介護認定を受けている方は300円（1割）の自己負担で済みます。